

新地町告示第23号

平成28年第4回新地町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年7月20日

新地町長 加 藤 憲 郎

1 期 日 平成28年7月25日

2 場 所 新地町議会議事堂

3 附議事件

第 1 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度新地町一般会計補正予算)

第 2 財産の取得について

第 3 財産の取得について

第 4 財産の取得について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	斎	藤	充	明	議員	2番	吉	田	博	議員	
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻	孝	議員	
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森	一	馬	議員	
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

不応招議員（なし）

平成28年第4回新地町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年7月25日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案の報告上程
- 第 4 提案者の説明
- 第 5 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度新地町一般会計補正予算）
- 第 6 議案第51号 財産の取得について
- 第 7 議案第52号 財産の取得について
- 第 8 議案第53号 財産の取得について

出席議員（12名）

1番	齋	藤	充	明	議員	2番	吉	田	博	議員	
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	文	議員
5番	八	巻	秀	行	議員	6番	八	巻	孝	議員	
7番	目	黒	靜	雄	議員	8番	森	一	馬	議員	
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤	憲	郎
副町長	佐藤	清	孝
教育長	佐々木	孝	司
総務課長兼者	岡崎	利	光
復興推進課長	小野	好	生
企画振興課長	泉田	晴	平
税務課長	渡部	和	秋
町民課長	菅野	正	浩
健康福祉課長	小野	和	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長	八巻		隆
建設課長	岡田	健	一
都市計画課長	加藤	伸	二
教育総務課長	佐藤	茂	文

職務のための議場出席者

事務局長	平間	正	光
主幹兼次長	目黒	佳	子
書記	佐藤	大	樹

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○菊地正文議長 ただいまから平成28年第4回新地町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○菊地正文議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○菊地正文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

9番 鈴木 利 議員及び

10番 井上和文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○菊地正文議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 日程第3、議案の報告上程については、町長から提出された議案第50号から議案第53号までについてを上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 日程第4、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

[加藤憲郎町長登壇]

○**加藤憲郎町長** 本日ここに、平成28年第4回新地町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、専決処分の承認を求めるについて等4件の議案を上程いたしております。

初めに、議案第50号 専決処分の承認を求ることについては、新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業に伴い、次年度にわたる移転補償契約の締結をするに当たり、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第51号 財産の取得につきましては、地域防災力向上のため消防ポンプ自動車を取得するに当たり、指名競争入札の方法により3,888万円で福島消防資材株式会社代表取締役、阿部幸七と消防ポンプ自動車購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 財産の取得につきましては、現在建築中の新地消防分署の移転に伴い必要な備品を取得するに当たり、指名競争入札の方法により739万8,000円で株式会社トーシン代表取締役、日下智子と新地消防分署備品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 財産の取得につきましては、新地町防災センターの新築に伴い必要な備蓄品を取得するに当たり、指名競争入札の方法により874万8,000円で丸屋新地店、新妻良一と新地町防災センター備蓄品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出しました議案についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**菊地正文議長** 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

午前10時45分 再開

○**菊地正文議長** 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長　日程第5、議案第50号　専決処分の承認を求めるについて（平成28年度新地町一般会計補正予算）を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　これで討論を終わります。

これから議案第50号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号　専決処分の承認を求めるについては原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長　日程第6、議案第51号　財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　これで討論を終わります。

これから議案第51号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第51号　財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長　日程第7、議案第52号　財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

井上和文議員。

○10番井上和文議員 財産の取得、700万円以上議会にかかるということだろうと思いますが、今回の取得に関して、町長の肉親の会社になっているということでございます。地方自治法上、定款上全く問題はない、法的に問題はないということであります、町民感情あるいは道義的にどうかということがちょっと思いますので、あえて質問させていただきました。

まず、指名、県内7社で1社が辞退をしたということであります、この辺の指名をした背景についてお聞かせいただければと思います。

もう一点は、やはり今後町民感情とかそういう道義的な問題、かつて何十年か前でしたけれども、町長が図書館の備品をやったときに私も一緒に議会に同席をしていた経過などもあって、あのころ辞退をしたような状況もあったわけですが、そういう問題も含めてそういう問題について町長としてどう考えておるのかもあわせてお聞かせをいただければと思います。

○菊地正文議長 佐藤清孝副町長。

○佐藤清孝副町長 ただいまの質問についてお答え申し上げます。

ただいまの質問の中で、業者指名の中で1社辞退ということでございますけれども、辞退はございません。指名委員会の中では、町内業者含めて5社の指名を行っているところでございます。この中で入札を行い、第1回の入札でトーシンが落札をされたということです。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 道義的にどうかということでございますけれども、ひとしく新地町、相馬市も含めて同じ同業者の皆さん方の公正な指名のもとで競争入札が行われた、そういうふうに思っています。地元においてたまたまトーシンがとったということですが、本人にしてみれば少しでも町の復興のために役に立ちたい、そういう意味合いも含めて頑張ったものと私は理解しております。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 7社と1社とその後の、前のやつでしたか。町内4社、町外が1社で5社でやって、1回目で決定をしたということでございます。確かに競争入札の中でこれは決定されるということについて、異議を差し挟むものではありませんが、町長としてそういう町民感情とか、どうしても表に名前がぼんと出ればそういう声がいろいろ出てくるわけでありますけれども、そういう点に関してどのように、問題はないというようなお話もありましたけれども、そういう考へが、声が出てくるのだろうと、そういうことがほかの市町村でもいろんなことで出てきているような気がしますが、この辺について再度ご答弁をいただければと思います。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 公正なもとで行われているわけであります、道義的に云々、みんなで町の復興を支えてみんなで盛り上げていこうということですので、別にあなたは辞退しなさいとか、最初から指名を外しなさいとか、そういう問題ではないと思う。同じ土俵のもとでみんなが公正にや

っていく、こういう中で少しでもやっぱりみんながそれぞれ町に貢献していきたい、そんな思いでやっていると思っておりますので、別に私は辞退しなさい云々と、そういう口を挟むべき問題でもないと思っています。

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第8、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎町長の挨拶

○菊地正文議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

[加藤憲郎町長登壇]

○加藤憲郎町長 本日の臨時議会、提案いたしました4つの議案全て原案のとおり可決いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。梅雨入りも東北地方まだなっていないよう

平成28年7月臨時会

ですけれども、間もなく夏本番なってくると思います。議員各位におかれましても、夏ばてなどなさらぬよう本来の議員活動に精励されますことをご祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じます。

慎重にご審議いただきましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

これで平成28年第4回新地町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時54分　　閉　会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議長 菊地正文

署名議員 鈴木利

署名議員 井上和文